２の３　データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出

［表略］

注１　「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

［２～４　略］

５　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

３　機能別接続料原価算入営業費明細表

［表略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

［３　略］

４　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

４　原価の合算

	（電気通信事業者の別） 接続料原価	（電気通信事業者の別） 接続料原価	計
営業費			
運用費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			
研究費償却			
減価償却費			
固定資産除却費			
通信設備使用料			
租税公課			
合計			

２の３　［同左］

［表同左］

注１　「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

［２～４　同左］

［新設］

３　［同左］

［表同左］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

［３　同左］

［新設］

［新設］